

社会福祉法人 ハイジ福祉会 役員退職金規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ハイジ福祉会（以下「当法人」という。）の理事長が退任する場合の、在任中の功労に報いるための退職金に関する支給基準を定めることを目的とする。

(範 囲)

第2条 理事長に役員退職金を支給する。

(支給額)

第3条 役員退職金の額は、退任時の月額報酬に役職別功績倍率及び在任年数を乗じて得た額とする。

(役職別功績倍率)

第4条 前条の役職別功績倍率は、以下の通りとする。

- (1) 理事長 2.0

(在任期間の計算)

第5条 在任年数は、就任の月から退任の月までとし、職員を兼務する期間も通算するものとする。

- 2 1年未満の在任年数は1年とする。
- 3 役職に異動が生じた在任年数は、異動の月から新役職を適用する。

(減額等)

第6条 次の各号に定める事由が生じた場合は、役員退職金を減額または支給しない。

- (1) 法令違反、重大なる過失又は故意による行為で法人に著しい損害を与えたとき
 - (2) 刑事事件に関し、有罪の判決を受けたとき
 - (3) 定款第20条（1）の規定に基づき、役員を解任されたとき
 - (4) その他前各号に準ずる行為があり、理事会において減額ないし不支給が適当と認められたとき。
- 2 退職金の支給後1年以内に前項に規定する事由が発見された場合は、支給した退職金の返還を求めることができる。

(支給日)

第7条 役員退職金は、退任後2月以内に一括して支給する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会及び理事会の決議によるものとする。

附 則

この規定は、令和7年9月1日から施行する。